

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。  
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○根本委員長 これにて輿水君の質疑は終了いたしました。

次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

事前に通告していた質問事項を少し変更しました、今朝の朝日新聞の記事についてお尋ねしたいと思います。

記事によりますと、第二次安倍政権発足直後の二〇一三年から、国交省において、政府の基幹統計である建設受注統計の基資料である、建設業者が提出した受注実績データを改ざんしていたということであり、これが事実かどうか、お答えください。

○斉藤国務大臣 今、階議員の御質問にお答え申し上げます。

建設工事受注統計調査について、過去に、集計の過程において、事業者から期限を過ぎて提出された過去の調査票の情報を当月分に含めて集計していたことは事実です。この点につきましては、

九月一日に公表された会計検査院の特別報告においても指摘がなされておりまして、こうした運用については既に令和二年一月の数字より改善を行いました。

国土交通省所管の統計においてこうした指摘があったことは大変遺憾であり、お詫びを申し上げます。二度とこのようなことがないよう、総務省の統計委員会の提言を受けて昨年改定された政府の公的統計基本計画に基づき、品質確保に向けた取組を強化し、再発防止の徹底に努めてまいります。

○階委員 統計が水増しされていたということで、当時、GDPの数字にも影響が出ていたと思うんですね。

そこで、総理に伺いますけれども、これは令和二年一月から改善された。まあ、改善されたということも今日初めて知りましたけれども、この改善される前に、国会では、毎月勤労統計が虚偽であったということで、基幹統計の一斉点検というものが行われました。それにもかかわらず、その際には報告も是正もされていなかったわけですよ。

自浄作用が著しく欠けていると思うんですが、こうしたことが生じた経緯であるとか、そもそもこうした改ざんが行われていた動機であるとか、あるいは関係者の責任であるとか、そうしたもろのものを明らかにするために、自浄作用がない組織ではなくて第三者委員会を立ち上げ、しかるべき有識者を入れて、そして徹底的な真相説明、そして責任の所在を明確にして再発防止を、防ぐ、

このことを総理としてやるべきではないですか。お答えください。

○岸田内閣総理大臣 まず、私の方にも国土交通省から、報道で指摘された処理を行っていたこと、これは事実であり、そして、先ほど大臣からもありましたように、既に会計検査院からも指摘を受け、令和二年一月からの数字の修正、改善も行った、こうした報告を聞いております。

こうしたことが生じたこと、これは大変遺憾なことであり、御指摘のように、どうしてこうしたことになったのか、そして、二度とこうしたことが起こらない、この再発防止に努めなければならぬ、これは当然のことだと思います。

そして、今日までの経緯を確認する、そして、再発防止のためにどういった形でそれをやるのか、やるべきなのか、これについて至急検討をし、そして対応したいと考えます。

○階委員 私は第三者委員会ですべきだと思いますよ。なぜなら、一斉点検のときに国交省はちゃんと報告していなかったわけですから。もう自浄作用は期待できないわけです。

それで、なおかつ、関係した職員、これは公文書でないですから、改ざんということには、公文書の改ざんには当たらないんですけれども、刑法上は公用文書の毀棄罪、これに当たる可能性があります。三か月以上七年以下の懲役ということがありますから、七年が最高刑です。それから、統計法違反にも当たり得ます。六か月以下の懲役又は五十万円以下の罰金。

こうした重い行為でありますから、これはやは

り第三者の目でしっかりと調査していただく。これをやらなければ、政府の統計に対する信頼は回復できないと思います。

第三者委員会で調査をする、これをお約束いただけませんか。

**○岸田内閣総理大臣** 御指摘のように、政府の統計の信頼、これは誠に重要なことであり、この統計の信頼を回復するということが、これは政府の立場から、これは重大な課題として真剣に取り組まなければならないと存じます。

そのためにどうするべきなのか。先ほど申し上げましたように、この報告を受けて、至急これを詰めなければならぬと思います。今、委員からの御指摘、これもしっかりと受け止めながら、政府として具体的にどうその目的を達するのか、真剣に考えたいと存じます。

**○階委員** ひよつとすると、こうした問題が放置されて真相解明がはっきりされないとすると、政府の統計というのはどうなんだということから、政府が出してくる今回の補正予算も、GDPを五・六%引き上げるといったような数字も出ています。ただ、これでも、これも極めて信憑性に欠けるといふことになってきます。

そこで、こうした統計の信頼を回復するために、第三者委員会でしっかりと調査をして、再発防止策がきちんと打ち出されるまでは、本予算の審議とか、到底できないと思います。

問題は、統計だけではなくて予算の信頼性にも関わってきますよ。当然ですよ。だって、GDPを引き上げるといふのがこの補正予算の意味であ

り、本予算でも、当然、GDPにどういう影響があるのか、これを我々は見なくちゃいけないわけです。新しい資本主義で経済の成長と分配を目指すとこのことであれば、これは大事な問題ですよ。

統計の信頼を回復する、それまでは本予算の審議に入れない、私はそう思います。まずは、徹底した調査、そしてそれに基づいた予算委員会での集中審議、これを行うべきだと思います。

まず、本予算の前に調査をちゃんと行って、結果を我々に示す、このことはお約束いただけませんか。総理、総理。（発言する者あり）

**○根本委員長** ちよつと、統計を所管している総務大臣が手を挙げています。

**○金子（恭）国務大臣** 統計を所管する総務大臣から答弁をさせていただきますと思います。

今般の報道につきましては、それ以上のことはまだ承知しておりませんが、今、斉藤国土交通大臣、そして岸田総理からお話がありました。

政府の統計の信頼性の確保に向けて、いろんな選択肢はあると思いますが、検討してまいりたいと思います。

**○階委員** 総理、私の問題意識を受け止めていただけましたでしょうか。

本予算の前に調査結果を公表して、そしてそれを踏まえた予算委員会の集中審議、これを経なければ本予算の審議には移れないと思えますが、総理の見解をお尋ねします。

**○岸田内閣総理大臣** まず、統計の信頼回復は誠に大事なことだと認識をいたします。

ただ、先ほど来答弁させていただきまますように、

統計については、今回御指摘いただいた統計については、令和二年の一月から数字の改善を行っております。よって、令和二年、令和三年のGDPの統計には直接影響がないものと考えております。

よって、この補正予算についても修正等の必要はないと思っておりますし、一方、本予算につきましては、今日日本がコロナ禍の中で、国民生活あるいは事業、大変な状況の中にあり、経済の再生を考えなければいけない、もう時間との闘いで、政府としても、そして政治としてもしっかりと責任を果たさなければいけない、こういった時期でありますので、しっかりとこの予算の審議は進めていかなければならないと我々は認識をしております。是非、本予算につきましても、今後国会の方で真摯に御議論いただきたいと考えております。

**○階委員** 予算を急がなくなっちゃいけないというのは、むしろ我々の方がずっと求めてきたことなわけです。ただ、今の総理の答弁は、あくまでも今問題になった統計がGDPに影響してないというところをおっしゃったわけで、ほかにいろいろな基幹統計がありますよね。そうしたものが果たして正しいのかどうか、そういう疑問が、あの一斉点検を経た後もこうした改ざんが行われていた、間違った統計が流布していた、そのことから疑惑が生じているわけです。この今問題になっている統計がGDPに影響を与えなかったということだけで事足りるということにはならないわけですよ。そこで、私たちが求めているのは、この問題をきつかけとして、どうしてこういうことが起きた

のか、一斉点検でもなぜ発覚しなかったのか、関係者がちゃんと責任を取らなくちゃいけない、こんなことをまずやった上でじゃないと、政府の統計への信頼が回復しない。信頼を回復して、それはこの問題だけに限らず、政府の統計全体への信頼を回復して、それから予算を審議した方が、これは国民の納得感も得られる、信頼も得られる、これで私は正しい審議の在り方が確立すると思います。まずそれをやってください。

最後に、お願いします。

**○金子（恭）国務大臣** 先ほど総理が述べられたとおり、令和二年、三年は書換えがない統計に基づいております。統計の信頼性確保に向けた取組をこれから進めてまいりたいと思います。

**○岸田内閣総理大臣** まず、今回のこの件につきましては、統計の信頼回復のために、これまでの経緯等をしっかり確認をし、再発防止を図るために、しっかりとした対応を考えなければいけない。具体的にそれをどうしてやっていくのか、これをしっかりと考え、そして確定したいと思っております。

ただ、予算の審議ということについては、先ほど申し上げました、令和二年一月から数字が修正されている、令和二年度、令和三年度のGDPを始め、大きな数字に直接影響はしていないということを考えましたときに、国民の命、暮らしを守るために、政治の責任を果たすため、予算の審議、補正予算も、また本予算も、我々政治の責任としてしっかりと進めることは大事ではないか。是非こうしたことを御勘案いただき、国会において御議

論を進めていただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

**○階委員** 前段の答弁は納得しました。

後段の答弁については、やはりちよつと、確かに予算も大事ですけども、でも、信なくば立たずですよ。この信を回復するためのことをまずやってほしい。

そこで、やはり、一度、この問題については予算の前に集中審議を行うことを委員長に御提案します。いかがでしょうか。

**○根本委員長** 理事会で協議します。

**○階委員** よろしくお願いします。

それでは、本題に移らせていただきます。

私、締めくくり質疑でございますので、最初に補正予算全体についてお伺いしたいんですが、前年度の決算剰余金の処理について鈴木財務大臣にお尋ねします。

今回の補正予算では、前年度の決算剰余金約四五兆円については、財政法の規定にのっとり、半額が過去の国債の返済に充てられています。

麻生財務大臣の下では、決算剰余金は、二年連続で、財政法の特例法を通じた上で、過去の国債の償還に充てないで、全額を補正予算や翌年度の本予算の財源に回していたんですね。新規国債の発行を減らしたいというのが麻生前財務大臣の言い分でありましたが、私は、全くこれはナンセンスだったと思っています。

なぜならば、新規国債の発行を減らしても、過去の国債を減らさなければ、過去の国債を借り換えるので、新たに借換債というのを発行するので、

トータルで見れば、国債は全く減らないんですよ。要は、見かけだけ財政健全化、努力しているというのを示すためのものだった。私は、二年連続で財務金融委員会でのことを指摘しました。

しかし、今回、この点については改められています。改めた理由について、財務大臣、お答えください。

**○鈴木国務大臣** ただいま階先生から御指摘のとおり、今年度、前年度剰余金六・一兆円程度を受け入れまして、そのうちの純剰余金四・五兆円程度の二分の一を、二・三兆円程度でありますけれども、国債整理基金特別会計の方に繰り入れることといたしました。

そして、昨年度との対応の違いということなんだと思いますが、令和二年度の第三次補正予算におきましては、歳出追加の財源について、建設公債等のその他の財源で賄えない部分について、二つの選択肢があったと思います。一つは、全て特例公債の追加発行で対応するか、あるいは、公債の償還財源を活用してでも特例公債の追加発行を抑制するかということであったわけですが、特例公債の追加発行を少しでも抑制することが財政健全化に向けての政府の姿勢として重要であると考えまして、剰余金特例法を提出して、決算剰余金の二分の一を超えて財源として活用をしたと承知しております。

一方、今回、新型コロナ対応により、公債発行額が急増いたしました。債務残高が大きく増加するといった、新型コロナが発生する以前には想定できなかった状況が生まれております。こうした中

で、新型コロナウイルス対応に由来する多額の決算剰余金が発生していることを踏まえれば、これを極力当該債務の償還に充て、債務残高を圧縮すること、この方が適当であると考えられます。

そのために、今年度につきましては、剰余金特例法を提出しませんで、財政法第六条第一項の規定に基づきまして、剰余金の二分の一を債務の償還に充てることとしたところでございます。

**○階委員** るる述べられましたけれども、私は、財務大臣が替わったから、自分の判断でそれをやったんだと言っていただければよかったなと思っています。

それで、総理にも是非お願いしたいんですが、やはり財政の実態を見誤らないように、やはり、いたずらに不要不急の特例法を使って新規発行国債を抑制するといったようなことをやるんじゃないかと、なるべく素直に実態を明らかに国民に示す、こういう姿勢が大事ではないかと思うんですが、この点について御見解をお尋ねします。

**○岸田内閣総理大臣** 財政については、コロナ禍の中で緊急な財政出動も多く、余儀なくされている、その債務が巨額に積み上がっている、こういった状況であります。

財政というものは、国の信頼の礎でもあり、そして、国民の未来の世代にとっても大きな関心事であります。こういった実態について、政治の立場からできるだけ透明に実態を示すことにより国民の信頼をしっかりと得ながら、財政について考えていく、こういった姿勢は政治にとって大変重要なではないかと私も考えます。

**○階委員** そこで、今度は、補正予算の歳出の方についてお伺いしたいと思います。

この予算委員会でのやり取りを聞いていて一番驚いた総理の答弁、これは、皆さんにお配りしている資料の二ページ目についておりますが、高市さんがワイズスペンディングを前提にした財政出動を求めたのに対して、総理は、ワイズスペンディングを考えていくというふうに答弁しているんですね。両者は全く意味が違います。

総理にお尋ねします。これは単なる言い間違いなのか、それとも高市さんの意向を付度したのか、どちらでしょうか。

**○岸田内閣総理大臣** 申し訳ありません。これは単なる言い間違いであります。ワイズスペンディング、これが私の本意であります。

**○階委員** 私も言い間違いだというふうに思っていましたけれども、確認しました。

ところで、問題は、果たしてワイズスペンディングになっているかどうかということなんです。二つほど取り上げたいと思います。ワイズスペンディングと言えるかどうか。

総理が新しい資本主義を語る際に必ず出てくる人への投資、四千億の施策パッケージ。まず、人への投資というからには、投資の効果がどうか、リターンがどうかなのか、これを具体的にどう見積もっているのか、お答えください。二つ目に、施策パッケージというからには、施策の内容は固まっています。パッケージされているはずだと思いますが、パッケージされているかどうか。この二点、お答えください。

**○後藤国務大臣** メニューの内容についての御質問であると思えますけれども、まず、人への投資につきましては、目的としては、明確に、非正規雇用労働者の円滑な労働移動の支援、教育訓練の充実を始めとした人への投資を抜本的に強化するという目標でございます。補正予算におきましては、具体的な施策内容が当然のことながら補正予算案に書き込まれております。

そして、その後、四年から六年度につきましては三千億の枠組みということで閣議決定がなされておりますけれども、その趣旨は、企業や労働者のニーズに合った支援に、一定期間、一定の規模でしっかりと政策を強力に取り組んでいく方針を示すことで、こうした柔軟な政策形成に、民間の皆さんの御意見もいただきながら、弾力的な政策を進めていく、それがこのパッケージの趣旨でございます。

効果につきましては、こうした具体的な政策の積み上げの中でしっかりと効果が上がるように、毎年度毎年度のこれからの予算において具体的な事業については確定をしていくということでございます。

**○階委員** 総理、今お聞きになったとおり、パッケージといいながら、パッケージされていない。それから、投資といいながら、効果が明らかでない。こんなものがワイズスペンディングと言えましかね。

**○岸田内閣総理大臣** 御指摘の三年間で四千億規模の政策パッケージですが、内容、まず、補正予算においては、このコロナ禍での非正規雇用労働

者への労働移動支援ですとかデジタル人材の育成、そして非正規雇用労働者のキャリアアップ、こうしたものを計上し、一千百五十六億計上しているわけですが、これは今後、令和四年度本予算以降もこうした枠組みを使って人への投資を進めていかなければならないと考えています。

その際に、今回考えました一つのポイントは、もちろん、政治としても大きな責任を持って、人への投資を促すために様々な施策の具体的な中身を用意しなければならぬ、こういったことも大切なことでありますが、今、コロナ禍の中で、様々な立場に置かれている方、様々な現場において具体的な様々な悩みが多く聞かれます。私も、車座、国民の皆さんとの対話の中で具体的なアイデアをいろいろ聞かせていただいております。

そういったことから、できるだけ多くの民間の企業や地域で働く方々のアイデアを広く募ってこの施策を進めていくというのではないかと、これを考え、企業や労働者のニーズに合った支援内容を考えるという意味から、こうしたアイデアを公募するという仕掛けをこれはセットで用意させていただきました。

この大切な予算の使い方、もちろん最後は政治で責任を持って判断いたしますが、できるだけ多くの皆さんの声を吸収する、受け止める、こういった仕掛けもセットで用意する形で有効にこの予算を使っていきたいと考えているところであります。

**○階委員** 総理のおっしゃっていることも分かれますけれども、ワイズスペンディングとはちよ

と論点がずれている気がします。

そこで、もう一つワイズスペンディングとなっているかどうかということであろうと、ちよつと時間がないので私の方から説明しますけれども、今回の目玉の事業復活支援金、この中身について、要件を見ますと、一月から十月の業績悪化に対する支援金ではなっていないわけですね。それに就いて総理の国会での答弁は、一月から十月までは一時支援金や月次支援金などによる事業者支援を既に行っているというものであります。

しかし、私の地元の岩手県を始めとして、緊急事態宣言や蔓延防止措置の対象とならなかった地域では、やはり同じように経済が落ち込んでいくにもかかわらず、なかなか一時支援金や月次支援金は申請が容易ではなかったんですね。

全国に満遍なく一時支援金や月次支援金が行き渡っていないわけですから、やはり、今回のこの事業復活支援金の要件、十一月以降三月までの落ち込み分についてそれを判定して支援金を出すということなんですが、その前の一月から十月までも見ないとこれは合理性を欠いたのではないかと、いうふうには私に考えています。

今申し上げた二つのことも含め、やはりワイズスペンディングというにはまだちよつとほど遠いのかなというのが私の認識です。

政府の方では、EBPM、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング、これの推進ということが至上命題になっているかと思うんですが、エビデンスのEであって、エモーションやエピソードのEではないわけですね。EBPMを推進して

いくには、公正中立な立場から、政府の予算が将来、財政にいかなる影響を与えるのか、これを推計する独立財政機関が必要だというふうに私は考えています。

実は、この閣僚の皆さんの中にも、林先生を始め、古川先生を始め、こういった考えに賛同している方もいらっしゃるかと思います。

岸田政権には是非お願いしたいんですが、岸田内閣として、独立財政機関の設置を考えたらどうでしょうか。お答えを求めます。

**○岸田内閣総理大臣** まず、委員の今の御質問の前半部分であります。一時支援金あるいは月次支援金、これは十月までこういった制度が運用されている、このことについて、まずは、実績が十分把握されていない、また利用されていない、こういった実態もあるのではないかと、こうしたことについての指摘ですが。

一時支援金、月次支援金は、現在もこれは申請の受付は続いています。特に、四月から十月分は今この申請が続いている状況ですので、この制度自体も引き続き申請を行っていただき、活用していただきたいと思います。そして、それと並行して、今般の事業復活支援金、これも十一月から三月までという形で活用していただければと思います。

そして、後半、最後の、政府として新しい仕組みが必要なのではないか、この点については、御指摘を受け止めた上で、どうあるべきなのか、政府としても考えてみたいと思います。

**○階委員** 独立財政機関、是非、超党派で進めら

ればと思っております。

さて、今、事業復活支援金の話をしましたけれども、我が党からも提案しているとおり、この支援金のもう一つの問題は事業規模が大きいところには足りないのではないかと、たくさん店舗があるようなところですね、そういう問題があるわけです。

今までそういうところは足りない分をどうしていたかというところ、借金を増やして何とか乗り切ってきた。ただ、これを返済する当てがあるのかどうか、これは非常にこれからの大きな問題です。過剰債務問題。

私たち民主党政権のときに、東日本大震災が起きたときに、同じような過剰債務の問題、二重ローンと言っていましたけれども、二重ローン対策で、被災地である岩手とか宮城では、経産省が買取り機構を設けたり、あるいは、これも超党派で、東日本支援機構というのを設けたりして、過剰債務に苦しんでいる事業者を救済するために債務を軽減する、そんな仕組みをつくりました。

まずは、この過剰債務問題について、どうやって取り組むのか。

それからもう一つ、債務だけではなくてフロー、ニューマネーをどうやって調達するか、これも問題になります。

このニューマネーというときに、もう既に借入れを増やしているところはこれ以上借入れを増やしたくない。実際、最近の政府系金融機関の融資の伸びを見ておきますと、もう頭打ちになっていますね。この背景には、やはり融資はニーズがだ

んだんなくなってきた。代わりにニーズがあるのは、資本性の資金です。この資本性の資金を入れるということ、単にニューマネーを調達するだけではなくて、中小企業にとっては財務内容が健全化するわけですね。債務ではなくて資本の部が厚くなりまして、それによって民間金融機関からの追加融資が呼び込みやすくなる、こんな効果があるわけです。

ですから、総理、時間がないので二つまとめて聞きます。中小企業の支援として、過剰債務問題への対応、それから資本性資金の供給、この二つを積極的にやるべきだと思います。時間がなくて、端的で、ポイントだけで結構ですので、お答えいただけませんか。

**○岸田内閣総理大臣** まず、過剰債務問題につきましては、従来から、官民の金融機関に条件変更等の取組を進めるように要請してきたわけでありますが、その上で、中小企業の事業再生や整理を円滑に進めるために、年度内に策定する中小企業の私的整理等のガイドラインによりまして支援に万全を期していきたいと思えます。

また、資本性劣後ローンにつきましては、事業者のニーズを踏まえて金利水準の引下げなどを行うことで支援を行ってきたところでありますが、是非、この更なる活用を含めて、事業者の資金繰りには万全を期してまいりたいと考えております。

**○階委員** ありがとうございます。

もう最後の質問になるかもしれませんが、最近の物価動向について、グラフにしました。先週末、報道に出ておりましたとおり、企業物価

が非常に上がっておりまして、過去の統計を見ますと、それに連動するような形で消費者物価も上がってくるということがあります。ただ、この消費者物価が上がっていることが必ずしも国民経済にとつていいことかどうかというところ、これは問題なわけですね。なぜなら、エネルギーが上がっている、海外の資源が上がっている、そして、円安によって輸入物価が上がっている、これが物価上昇の主たる要因だからです。

そこでお尋ねしますが、日銀総裁、お見えになっていきますね。もうずうっと、九年近くも異次元の金融緩和、二%の物価安定目標が達成できないということが続いていますけれども、このスタグフレーション的な物価上昇の下で物価が二%を恒常的に超えていくというような状況になったとした場合、この異次元の金融緩和は終了するんでしょいか。お答えください。

**○黒田参考人** 御指摘のように、国内企業物価がこのところ大幅に上昇しております、十月に八・三%、十一月に九%ということになっております。これは、御指摘のように、原油価格の上昇を反映して、石油価格、石油製品、電力、化学製品が上がっております、さらには鉄鋼などの中間財にも原材料コストの上昇の転嫁が進んでおります。

他方で、消費者物価の前年比は、足下でまだプラス〇・一%というところでありまして、これは、特に携帯電話通信料の引下げが大体マイナス一・五%ぐらい、下落の要因になっておりますので、実力としてはもう少し、〇・一%よりももう少しよ

つと上だと思いません。

それでは、この国内企業物価の上昇が消費者物価の上昇に直ちに反映されるかというと、これも御案内のとおり、我が国の企業が、コストの上昇分をマージンの圧縮で吸収して、消費者物価の引上げというものをできるだけ据え置こうとしておりますので、企業間物価の上昇が直ちに消費者物価の上昇に反映していくとは考えておりませんが、ただ、確かに、様々な経緯を経て、消費者物価の上昇率が2%に近づいていくという可能性はあると思います。

ただ、私どもとしては、委員と全く同じ意見なんです。あくまでも経済が順調に成長して、企業収益も増え、賃金も上がっていくという中で物価が上がっていくということが望ましいと思っておりますので、そういう形にできるだけ早くなるように、金融緩和を粘り強く続けてまいりたいというふうに考えております。（階委員「質問に答えてください、スタグフレーション的な状況では金融緩和は続けるということですか」と呼ぶ）

スタグフレーション的な状況に今なっていると、思っておりません。これは、日本もそうですし、欧米も、欧米の場合も物価が上がっています。すけれども成長率も上がっていますし、我が国の場合は、先ほど申し上げたように、消費者物価はまだ0・1%しか上がっておりません。経済は回復軌道に乗りつつあると思えますけれども。そういう意味ではスタグフレーションになつていないとは思いますが、やはり賃金、物価が好循環で上がっていくような経済を実現するべく、金融緩和

を粘り強く続けてまいりたいと考えております。  
○階委員 答えていないですよ。

時間が参りましたので終わりますが、今日触れられなかった入管の問題、これは古川大臣にも、真剣に取り組んでおられると思います。是非、名古屋入管の問題については真相を解明し、そして、責任を取るべきは取って再発防止に取り組む、これも是非お願いしたいということを最後に申し上げて、質問を終わります。  
ありがとうございました。